

# 令和8年度教育委員会会議（定例会）会議録

【日時】 令和8年5月19日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 16時38分

【場所】 川崎市役所本庁舎復元棟2階 201・202会議室

## 【出席委員】

教育長 落合 隆

教育長職務代理者 芳川 玲子（オンライン参加）

委 員 森川 多供子

委 員 西井 孝明

委 員 坂口 緑

委 員 川邊 知美

## 【出席職員】

教育次長 田中 一平

総務部長 北川 友明

教育政策室長 山井 康明

地域教育推進室長 二瓶 裕児

教育環境整備推進室長 大村 誠

職員部長 宮川 匡之

学校教育部長 細見 勝典

健康給食推進室長 神谷 佳秀

生涯学習部長 加島 晃

総合教育センター所長 大野 恵美

庶務課長 田中 誠志

庶務課担当課長 森 達也

教育政策室担当課長 山口 弘

教職員企画課長 安倍 悠史

教職員企画課担当係長 青山 康介

教職員人事課長 武田 充功

教職員人事課担当課長 平山 和生

教職員人事課担当係長 齋藤 遼平

教職員人事課担当係長 堤 大樹

教育政策室担当課長 森 真二

教育政策室課長補佐 茅根 真帆

教育政策室担当係長 長島 達二

庶務課課長補佐・庶務係長 瀧澤 和義

学校教育部プロジェクト推進担当部長 堅月 基

学校教育部プロジェクト推進担当課長 橋本 朋行

生涯学習推進課長 大島 健之

生涯学習推進担当係長 仲田 浩

庶務課担当係長 関橋 正貴

庶務課職員 佐藤 秀行

指導課担当課長 山本 大

指導課担当係長 畑山 拓登

指導課指導主事 阿部 功嗣

教育環境整備推進室担当課長 小林 雄一郎

教育環境整備推進室課長補佐 山崎 実

教育環境整備推進室担当課長 米岡 祐哉

教育環境整備推進室課長補佐 野崎 智一

指導課担当課長 古野 喜一

指導課担当係長 塩原 啓

学校教育部担当部長 植村 裕之

指導課担当係長 諏佐 達哉

教職員人事課担当課長 佐久間 正寛

教職員人事課担当係長 中野 諭

指導課担当課長 鬼頭 洋司

## 【署名人】

委 員 森川 多供子

委 員 西井 孝明

( 1 4 時 0 0 分 開会)

## 1 開会宣言

【落合教育長】

それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

本日は芳川教育長職務代理者がオンラインで参加されておりますが、川崎市教育委員会会議規則第4条第3項の規定により、芳川教育長職務代理者は会議に出席しているものとみなし、教育長及び在任委員の過半数である4名以上の出席がございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しており、会議は成立しております。

## 2 開催時間

【落合教育長】

本日の会期は、14時00分から16時30分までといたします。

## 3 会議録の承認

【落合教育長】

3月の定例会の会議録を、事前に配付し、御確認いただいていると思いますが、承認してよいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【落合教育長】

それでは、承認いたします。

## 4 傍聴（傍聴者 18名）

【落合教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

いずれも異議なしとして傍聴を許可いたします。

また、報道機関より撮影などの申出がございますが、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第4条ただし書の規定により、ただいまから、請願審議に入るまでの間、撮影などの許可をしてもよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

それでは、報道機関に限り、ただいまから、請願審議に入るまでの間、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第4条ただし書の規定により、撮影などの許可をいたします。

## 5 非公開案件

【落合教育長】

本日の日程は配付のとおりでございますが、報告事項No. 4、報告事項No. 5及び報告事項No. 7は、期日を指定して公表する必要がある事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第4号に該当するため、報告事項No. 6は、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第1号に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第2号に該当するため、報告事項No. 8及び報告事項No. 9は、人事、賞罰等職員の身分取扱いに関する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第1号に該当するため、同条ただし書の規定により、非公開とすることに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【落合教育長】

はい、全員挙手です。よって、これらの案件は非公開とすることに決定いたします。

なお、報告事項No. 4、報告事項No. 5及び報告事項No. 7は、期日後に公表しても支障がないため、会議録には掲載することといたします。

## 6 署名人

【落合教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名い

たします。

森川委員と西井委員にお願いいたします。

報道機関の皆様方におかれましては、撮影はここまでとさせていただきますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

## 7 請願審議

### 請願第1号（令和7年度） 教員の未配置の解消を求める請願

#### 【落合教育長】

それではまず、請願審議に入ります。

請願第1号「教員の未配置の解消を求める請願」について、審議いたします。

まず、請願者の方が陳述を希望されていますので、ここでお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから10分程度でお願いいたします。それでは、どうぞ。

#### 【請願者】

こんにちは。よろしくお願いいたします。

私は大前博と申します。42年間、川崎市の小学校の教師として勤め、現在は川崎市教職員連絡会という職員団体の役員として川崎市の現職の先生方と川崎の子どもの権利条例を生かす学びについて研究と講演を行っています。

意見陳述に入る前に、今回の請願をどういう立場から提出したかということについて、一言述べたいと思います。

今、いわゆる教員不足は全国で大問題になっています。そういう中で、川崎市教育委員会は、私の知る限り、全国の自治体の中でもこの問題にしっかり向き合っている委員会だと思います。

川崎市の優れている点を5点挙げたいと思います。

まず1点目は、教員の未配置の実態をいろんな教育委員会はなかなか出さないんですけど、隠蔽することなくフェアに公表しているという点。

2点目は、常勤の先生、正規の先生や臨任の先生が未配置になったときに、そこに非常勤講師を充てても、非常勤の先生は担任はできません。勤務時間も1日、大体、平均6時間です。そういう点で現場サイドから見ると、非常勤の先生が充てられたとしても、それはやっぱり未充足としてきちっと把握して対応しなきゃいけないという立場ですけど、川崎市教育委員会は未充足と、それからそこに非常勤を配置していることをきちっと分けて、実態を現場サイドでの困り感というか、それに基づいて公表している点、これが2点目です。

3点目は、長年主張していた、川崎市教育委員会は残念ながら年度当初の欠員の臨任ですね、多いときは500名なんていうこともありましたが、これを、あくまでも加重していくんだということを2022年、23年までおっしゃっていましたが、このことを転換して、今日のこちらの委員会の資料にも書いてありますけれど、年度当初の欠員臨任をこれをゼロにするということをはっきり目標に書かれている点。

4点目は、これは私たちも提案して導入していただいたわけですけど、奨学金の支援制度導

入にいち早く踏み切ったところ。

それから最後は、現場の教員との意見交換会を開いて、現場の声をしっかり聞き取って、それに基づいて施策を進めようとしている点などです。

しかし、川崎市教育委員会にはまだまだ力を発揮して取り組んでいただける余地があるのではないのでしょうか。全国的に見ても、未配置ゼロの先進的な自治体になる可能性を持った委員会だと私は思っております。

期待を込めて、以下、あってはならないこの教員の未配置ですね、これをなくすための私たちの意見を3点にわたって述べさせていただきます。

まず1点目ですけれど、強調したいのは、教員の未配置ということがたとえ1名であっても、決してあってはならないというこの問題です。

資料の、こちらにあります、私が提出しております請願の後の資料ですね、1ページから11ページまでページを振っておりますけれど、1ページの資料1を御覧になってください。

これは高津区の小学校の先生の発言です。これを読んでいただくと、一人の教員の未配置というのが教員、教育現場にどれだけ大きな困難をもたらしているか、子どもたちにどんな困難をもたらしているかということがはっきり分かっているんじゃないかなと思います。

資料の2ページから9ページ、番号を振っておりますけれども、資料2から資料3、資料4、これは、2026年1月1日時点、ですから昨年度の3学期の始まり時点ですけれど、教員の未配置は200人に達してしまいました。2年連続200人、174の学校で200人の未配置があり、174校中108校で未配置。どれだけの困難が学校に押し寄せていたのかということ、このことを阻止していただいて、欠員、未配置はゼロ、これを最優先課題として川崎市には取り組んでいただきたいというふうに思います。

2点目は、必要な正教員をしっかりと配置して、年度当初の正規教員の欠員をゼロに、これを一刻も早く実現をしてほしいということです。

まだ、今日の資料を詳細に私は見ておりませんので分かりませんが、果たして、今年度スタート時点で正規教員の欠員は何名だったのでしょうか。

私の提出の資料の1ページ、資料5を見てください。

これは、政令市の中で正規教員の配置率が最も高い仙台市と、それから川崎市を比べた表です。これを見ると4月時点で、これは昨年度の数字ですけれど80名の差があります。そして、1月時点ではそれが168人拡大しています。だから、まだまだ取り組める余地があるし、仙台市のように正規教員をきちんと配置するというのができれば、ここまでは前進できるんだということを示しているんだと思います。

3点目ですけれど、これは改定給特法の趣旨にのっとり、教員の勤務条件の抜本的改善を進めて、全国に先駆けて欠員、未配置ゼロにしてほしいということです。

一昨年度、メンタルを病んで休職した先生は81人おりました。定年前退職の20代、30代の先生は112人いました。この休職者と20代、30代の退職者ですね、この方たちが現場に残っていただければ、昨年、一昨年の合計200人の教員未配置というのはなかったんですね。やっぱり教員の志願者を増やしていくためにも、この点を、こういった現状を変えていくことが必要です。

欠員と教員未配置をゼロにするためには、やはり時間外勤務が年間720時間を超える教育職員が1,179人、2025年12月19日の市議会でこのことが指摘されておりますけれど、

こういう劣悪な教員の勤務条件を改善することは不可欠です。年間720時間といいますが、8時間で割ると90日です。90日間、ただ働きをしていると、簡単に換算すると90日以上ただ働きをしている先生方が1,000人を超えていると。これをやっぱり変えないことには、教員の未配置、若い方が、大学生の方が教員を志すという人数はどうしてもやっぱり増えないんじゃないかなと思います。

この点で、川崎市教育委員会は請願にも書かせていただきましたが、今、特に小学校では授業準備や教材研究等を勤務時間内に行うことができない、これを時間外に行っている。

資料のほうの7ですね、資料の7を見ていただきたいと思うんですけど、それを見ていただくと、そういうことを現状としてきちっと把握しています。10ページです。

これをやっぱり変えていくということが必要だというふうに、教育委員会の方自身がおっしゃっているわけですけど、やはり、このことをきちんとやることが重要だと思います。

冒頭言いました、改定給特法ですね、昨年、国会の議論を踏まえて50年ぶりにこれが改定されましたけれど、改正給特法の附則3条に、政府は令和11年度までに1箇月の時間外在校等時間を30時間程度に削減する、ですから年間でいえば360時間ですね、を目標とし、教員一人当たりの担当の授業時数を削減することと義務教育標準法の教職員定数の標準を改めること、これが法で定められました。法律で定められているということは非常に重いことだと思います。

この2点を、川崎の学校現場の異常な長時間労働を克服していくためにも、ぜひ、国はもちろんですけど、市もこのことをはっきり目標に掲げて、この二つを実施していただくことが重要なんじゃないかなと思います。

私が、川崎市教育委員会は冒頭も言いましたけれど、この問題に積極的に取り組んで、未配置の数を減らすことに成功しています。しかし、あくまでも目指すのは未配置というのは特別のお恵みではなくて、当然やらなきゃいけない原則だと思います。それについてきちんとやり切るために、ぜひこれまでの努力の上に立って、川崎市の教育委員会に頑張っていただきたいと思います。私たちも協力しながら現場での未配置という事態をなくすために頑張っていきたいと思います。

以上で終わります。

#### 【落合教育長】

ありがとうございました。

以上で陳述を終了いたします。陳述については、本請願の審議に際しての参考にさせていただきます。

それでは、傍聴席へお戻りください。

次に、教職員企画課長から説明をお願いします。

#### 【安倍教職員企画課長】

教職員企画課長の安倍と申します。

それでは、請願第1号につきまして、御説明いたします。

ファイルナンバー01、請願第1号のファイルをお開きいただきまして、2ページの資料1を御覧ください。

初めに、令和8年度当初の教員配置状況についてです。

資料上段の囲みを御覧ください。

年度当初の学級担任を含む人員不足を回避し、学校運営の円滑化を図るため、令和7年度と比較して小学校で82人、中学校で94人、全体では192.5人の定数増を行っております。

定数増の主なものといたしましては、中学校における35人学級化への対応や急な学級増に備えた特配、さらに産育休等取得者の代替としての正規教員の配置となっております。

次に、令和8年度の未充足数につきましては、87人となっており、定数増を行った状況の中で、前年度の120人から減少させております。校種別の未充足数は、記載のとおりとなっております。

これらの取組の結果、年度当初の未充足の解消には至っておりませんが、未充足数は33人減少させており、定数増分の192.5人と合わせますと、令和7年度に比べ実質的には225.5人分のマンパワーの増員となっております。

さらに、代替非常勤講師の配置により、実質的な教員不足を57人に抑制しており、未充足の影響が最小限となるよう取り組んでいるところでございます。

資料下段の2、年度当初の定数増の要因でございますが、学校・教員の負担軽減に向け、内示後の急な学級増に備えた特配が小学校でプラス28、中学校でプラス7、中学校第1学年の35人学級化に伴いプラス47、産育休正規代替が小学校でプラス33、中学校でプラス22となっております。

3ページに参りまして、3、川崎市立学校における教員不足への対応状況でございますが、小学校の状況と対応につきましては、学級編制の弾力的運用として、米印に記載のとおり、学級担任が不足となる影響を最小限にするため、35人を超える学級編制を行うことは、令和8年度は実施しておりません。また、学級担任が不足し、支援教育コーディネーターが学級担任を担うケースは2校となり、令和7年度から3校減少しております。

中学校の状況と対応につきましては、不足する教科の免許を持つ非常勤講師は、令和8年度は週当たり2,617.5時間となり、令和7年度と比べて298時間を増加させ、授業に支障が出ないようにしております。

次に、免許外教科担任制度を活用している学校数は、令和8年度は3校4教科となり、令和7年度と比べ4校8教科減少しております。

さらに、免許外教科担任を減少させるための取組として、兼務での複数校指導を3校で実施しております。

また、未充足となっている学校につきましては、一人当たりの持ちコマ数を増やしたり、校務分掌を校内で調整することで対応しております。

下段の表は、教科指導のできる教員が未配置の学校数でございますが、令和8年度は全ての学校で年度当初から配置ができている状況となっております。

4ページに参りまして、資料2を御覧ください。

川崎市立学校における教員の人材確保に向けた取組をまとめたものでございます。

表の左側、任用方法の取組では、一般任期付教員採用選考の実施、産育休予定者の代替となる臨時的任用教員の前倒し任用などを進めております。

人材育成・人事配置の取組では、育児短時間勤務制度の積極的な運用を進め、育児休業取得者が復帰しやすい環境づくりなどを進めております。

臨時的任用教員・非常勤講師の取組では、非常勤講師の年間総勤務時間数の最大52週化への

拡充など、人材確保の取組を進めております。

5 ページに参りまして、正規教員採用試験の取組では、新たに奨学金返還支援事業を実施したことや、採用の早期化として、中学校・高等学校区分においても大学3年生を対象とした受験区分を拡充して実施したこと、受験機会の拡充として、採用試験の複数回実施などを進めております。

6 ページに参りまして、資料3を御覧ください。

「未来を育む学校サポートプログラム」についてでございます。

令和4年3月に「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」を策定し、時間外在校等時間や総合健康リスクの値は減少傾向にあるものの、国の定めた上限を超えて働く教員が多い状況のため、新たに「未来を育む学校サポートプログラム」を策定し、1年当たり360時間を超える教育職員の割合をゼロにすること等を目標に掲げ、取組を進めております。

1、これまでの取組成果でございますが、表の右側、R3比較のとおり、少しずつではあるものの、労働環境が改善に向かっておりますが、さらなる改善が求められております。

2、国の主な動きでございますが、令和6年に教師を取り巻く環境の抜本的な改革が必要との方針に基づき、令和7年度に時間外在校等時間の削減に関する措置の新設などをしております。

7 ページに参りまして、3、給特法附則第3条の記載内容につきましては、枠内の記載のとおり、「政府」の義務として、一箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することなどが定められたものでございます。

次に、4、「未来を育む学校サポートプログラム」に定めた主な目標と取組でございますが、本プログラムでは、赤枠で示したとおり、時間外在校等時間に関する目標を定め、下段の取組事例に記載のとおり、教員一人当たりの時数の削減に資する取組も定めております。

今後も、本プログラムに掲げた目標の達成に向け、着実に取組を進めてまいります。

8 ページに参りまして、資料4を御覧ください。

請願に対する教育委員会事務局の考え方でございます。

上段の色枠内の太字でお示ししたものが請願事項、その下に記載しているものが請願事項に対する考え方でございますが、令和8年3月に策定した「第3次かわさき教育プラン」において、令和12年度までに、年度当初の教員未充足数をゼロにする数値目標を位置付け、本市として、人材確保等の取組を着実に進める方針としております。

今後も引き続き、人材の安定的な確保と、教員の働き方改革を両輪で進めることで好循環を生み出し、年度当初の教員未充足の解消に向けた取組を推進してまいります。

また、その下には請願趣旨とそれに対する取組状況を記載してございます。

一つ目の、子どもたちの学ぶ権利が保障されていない深刻な事態が起こっている、という点につきましては、国の制度改正等を踏まえ、産育休等取得者の代替となる正規教員の配置等により、年度当初の未充足を前年度から減少させているほか、未充足が生じている学校における各種取組などにより、教員不足の影響を最小限に抑え、授業に支障が出ないよう取り組んでいるところでございます。

その他の請願趣旨と取組状況につきましては、記載のとおりとなっております。

また、9 ページ目以降に参考資料といたしまして、産育休等の取得状況や採用状況などの関連データを掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。

【落合教育長】

ありがとうございました。

説明は以上ですので、ただいまの説明を受けて、委員の皆様から御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございました。

今、御説明いただいた資料1を拝見しますと、欠員人数はうち一人の増加と、ほとんど変わらない状況で、むしろ小学校で82人、そして中学校で94人の定数増を行ったということを理解いたしました。この欠員や未充足が生じているその状況で、なぜ定数を増やしているのかという点について、もう一回御説明いただけないでしょうか。

【落合教育長】

教職員企画課長。

【安倍教職員企画課長】

定数増につきましては、年度当初から学級担任が不在となる事態を避け、学校運営を円滑に開始することを最優先にしたためでございます。

児童生徒の僅かな増加で学級数が増える可能性がある学校に対して、急な学級増に備えた特配を、今回あらかじめ配置をさせていただいています。

また、4月以降、臨時的任用教員の確保が非常に今、困難であることから、産育休取得者の代替として、正規教員を配置しております。そういったことから令和7年度と比べて定数が増えてございます。

やはり、新年度の教員配置を内示した後に、急な学級増ですとか休職者が発生して様々な理由で欠員もしくは未充足が生じた場合に、その時点で新たに教員を確保するというのは、今、非常に困難な状況でございます。ですので、この特配によって学級増に伴う学級担任不足に備えられたというふうに我々は考えてございます。

一方で、そういった特配を配置しなかった学校ですとか、それ以上に欠員とか未充足が生じた学校については、校内の配置の調整で専科指導などの先生を学級担任の先生に振り替えて対応させていただいております。そういった形から、市全体の定数というのは増えているものの、欠員それから未充足というのが生じている状況になってございます。ただ、専科指導などに未充足が生じることよりも、我々は学級担任が不足する状況の方が、学級運営、学校運営に影響が大きいと判断をいたしまして、今回、学級担任の確保というのを最優先にして配置をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

【落合教育長】

坂口委員どうぞ。

【坂口委員】

すみません。今、特配というのが急な学級増に向けた、不測の事態が起きたときのための配置だということを理解したんですけれども、その分、もし学級増が生じなかった場合は単なる加配であるんじゃないかなというふうに思ったんですが、その分を欠員や未充足が生じている学校に配置替えというか振り替える、そのような方法もあるのではないかなと思うんですけれども、それは難しいんでしょうか。

【落合教育長】

教職員企画課長。

【安倍教職員企画課長】

はい。おっしゃるとおり、欠員や未充足が生じている学校への振替についてなんですけれども、新年度の教員配置の内示というのが3月上旬になります。一方で学級増が、学級数が確定するのが4月の入学式ですので、今年度ですと4月6日になります。ですので、仮に学級増が生じなかった学校について、特配を振り替えて教員の配属校を変えるというのは4月に入ってからですので、教員の負担感としては非常に大きいものになるんじゃないかというふうに考えております。

しかしながら、限られた人材を最大限生かす、そういった視点も重要なことだというふうには考えておりますので、現場の教員の心情ですとか、それから負担感、そういったものに配慮しつつ、どのようなやり方ができるのかというのは引き続き検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【落合教育長】

よろしいですか。

【坂口委員】

ありがとうございます。

【落合教育長】

ほかの方はいかがでしょう。

森川委員。

【森川委員】

御説明ありがとうございました。

すみません、説明の中にもありましたけれども、確認させていただきたいと思います。

先ほど、請願の中にありました未配置とされている学校に幾つか関わっています。請願の中に、子どもたちの学ぶ権利が保障されていない、子どもに必要な授業時数や学習内容が確保されていないとありました。

私は未配置の学校に関わってはおりますが、子どもたちの学習内容や授業時数が確保されてい

ないところを見たことがなく、学校現場では対応をして授業を行っていると認識しております。でも、それは私がいた学校だけの話なのかもしれないので、確認はしていないんですけれども、現実に必要な授業時数や学習内容が確保されていない、学ぶ権利が保障されていないということは、この川崎市の中で起こり得ているのでしょうか。

【落合教育長】

教職員人事課長。

【武田教職員人事課長】

御質問ありがとうございました。

児童生徒の学ぶ権利をまさに保障する、これを前提に私どもは対策を講じておりまして、今回の資料ですと、2、3 ページ目のところで御説明させていただいているかと思うんですが、まず、未充足が生じている学校へは代替非常勤講師を配置することで、未充足に伴うマンパワー不足を補わせていただいているというところがございます。

また、それ以外にも教科補充非常勤講師の拡充ですとか、免許外教科担任制度の活用、あるいは兼務での複数校指導等によりまして教員不足の影響を最小限に抑え、授業に支障が出ないように取り組んでおりまして、そうした結果、必要な授業時数ですとか学習内容が確保できていないという状況は、本市におきましては発生していない状況でございます。

以上でございます。

【落合教育長】

よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。

西井委員。

【西井委員】

説明ありがとうございました。

資料の8 ページの「請願に対する事務局の考え方」の中で、令和6年に、年度当初の欠員解消に向けた正規教員の確保に優先して取り組むという方針に変更とあって、これに向かって取組を進めてきたと思うんですけれども、先ほどの御説明の中では、年度当初の未充足数を令和12年度までにはゼロにし、未充足をゼロにし、欠員人数をゼロにし、教員確保に向けた方針を出して、それに向かっていい取組だと思うんですけれども、この年度当初ということを考えると、やはり、どのように採用していくのかという施策ですね。これについては非常に重要な点かなと思います。これについて市として取り組んできている内容ですとか、それから今、足元の状況について、教えてください。

【落合教育長】

教職員人事課長。

【武田教職員人事課長】

御質問ありがとうございました。

今、お話がございましたように、これまでは教員定数と国庫負担の関係というのがございまして、教員定数の一部につきましては、経験豊富な臨時的任用教員の方を充足するという対応で一定の欠員数を前提とした採用者数というものを決めてございましたけれども、令和6年度に、まずは年度当初の欠員の解消ということで、そういった形で方針の決定をしまして、令和7年度実施の教員採用候補者選考試験から年度当初の欠員数をゼロにするために必要な、まず採用者数を募集してございます。

加えて、選考試験での地方会場での実施ですとか、これまで、あるいは令和6年度には3回、年間で秋季選考、冬季選考と行いまして、昨年度も秋季選考を実施するなど複数回選考等を実施いたしまして、年度当初の欠員解消というものを目指して、新規採用者を最大限確保できるように取組を進めているところでございます。

しかしながら、全国的な教員不足の状況の中、本市においても「教員志望者の減少」ですとか、「他都市への流出」などによりまして正規教員の確保というのは厳しい状況がございまして、今後、こういったことへの対策についてもまた考えながら、十分な人材確保に至っていないところを補っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

**【落合教育長】**

西井委員。

**【西井委員】**

ありがとうございます。

私も教育委員として採用面接のほうに、試験に立ち会わせていただいておりますけれども、実感としては、教員の志望者の印象というよりは、教員を志望される学生さんを、ほぼほぼ取り尽くしているというか、つまり具体的に言うと、採用倍率が非常に1に近づいたり、あるいは科目によっては1を下回っている。少しその辺には川崎市においても非常に採用は厳しい状況になっているというあたりを少し分かれば数字も含めて、説明してください。

**【落合教育長】**

教職員人事課長。

**【武田教職員人事課長】**

ありがとうございます。

本市においても採用倍率は年々低下してございまして、添付の資料15ページのところを御覧になっていただきますと、この間の夏の選考試験の状況でございますけれども、経過が分かるかと思うんですけれども、一番古い令和3年度につきましては、小学校の例で申し上げますと、最大値で2.4倍と、それから4年5年と進むにつれて2.2倍、2.4倍と安定していたんですけれども、令和6年度に1.6倍と令和7年度に1.7倍ということで、やはり本市においても全国的な傾向に見られるような形の採用倍率の低下というものが起こっている状況でございます。その中で、私どもは採用説明会の回数を地方も含めて増やしたりですとか、地方会場を増やしているといったところの努力をしているんですけれども、西井委員のおっしゃるとおり、やは

り既卒者の教職志望者も含めまして、大変厳しい状況がございますので、今後は今やっているもののブラッシュアップと合わせて、今、現職でいる方の離職を少しでもつなぎとめられるような方向ですとか、あるいは採用者の、合格者の辞退率の動向ですとかそういったものについても考えてまいります。

以上です。

【西井委員】

ありがとうございます。

【落合教育長】

ほかの委員の方はいかがですか。

【芳川教育長職務代理者】

芳川ですが、発言してもよろしいでしょうか。

【落合教育長】

芳川委員、お願いします。

【芳川教育長職務代理者】

本日はオンラインから参加させていただいていますが、まず、請願者の方は毎年非常に高い関心を持って、川崎市の教育について請願書を提出していただいて、実はとてもありがたいなというふうに思っております。間違いなく、とても大事な大事な話題だというふうに思っているんですね。それに、では先ほども期待を込めてという言葉がありましたので、皆でもっと頑張らなきゃというふうに実は思っております。

それに関して、先ほど請願者のほうから提示された、もちろん新しい採用、教員の新採用についてのこともあるんですが、退職者、休職者を減らすということも先ほど話題としてあったと思うんですけども、それについて教育委員会のほうではこの対策についてされていると思うんですが、よかったら少し具体的にそれを教えていただければありがたいなと思います。

以上です。

【落合教育長】

職員部長。

【宮川職員部長】

教員の休職者なんですけれども、20代、30代が多いんですけど、やはり50代というところも割合が高いという状況なんですけれども、ただ、我々として、3年前からは新任の教員、教職員については健康相談室という部署がございまして、新規採用者全員にメンタルヘルスというか、心の状態とか今の負担感みたいなことを確認、面談をしているというような取組と、今年度からは2校目異動、初任者は原則として4年で異動するんですが、2校目異動というのは環境の変化で精神的な負荷がかかるというそういうこともあるので、今回は初任者だけではなくて、2

校目異動者も、心の相談員と保健師が連携をしながら面接をして、ちょっと不安がある方は産業医へつなげるというような取組と、学校長ともその情報を本人の了解を得た上で情報共有していくという形で、まず休職の未然防止というところに努めているというのが主な取組でございます。

そのほか、全国的には地方の採用倍率がどうしても落ちているというものもあって、地方の方が受かりやすくなっているということで、年度途中での退職というのがやはり増えている状況ではあるんですけども、そちらについては、やはり本当にこちらにも書いてあるとおり、いろんな教員の負担軽減策をやはり積極的に取り組みながら、働きやすい環境を、そこをやっぱりつくっていくということは、すぐには効果は出ないと思うんですけども、教育委員会がしっかりとそこを考え、教員の負担感を見ているというメッセージを着実に発信していきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

【落合教育長】

よろしいですか。

【芳川教育長職務代理者】

ありがとうございます。

とても大切な取組だと思いますので、ぜひ継続してください。

以上です。

【落合教育長】

ありがとうございます。

ほかはいかがですか。よろしいでしょうか。

川邊委員。

【川邊委員】

昨年度の請願審議では、「引き続き、年度当初の欠員解消に向けた人材確保と、教員の働き方改革に取り組むこと」という意見を付けています。

市として優先的に取り組んできた結果として、今年度当初の未充足状況が前年度と比較して減少したのだと思われますが、この数字の変化をどのように評価していますか。

【落合教育長】

教職員企画課長。

【安倍教職員企画課長】

御質問ありがとうございます。

まずは、今年度においても年度当初から未充足が生じてしまったというのは、児童生徒への影響、それから教員の負担、そういった面からも我々も重く受け止めております。

その一方で、資料の２ページで御説明させていただきましたけれども、市全体の教員定数を増加させている中で令和７年度に比べて未充足数を減らすことができたというところについては、

これまで進めていたいろいろな取組の成果が、少しずつではありますがありますが、出始めたんじゃないかというふうには考えているところでございます。

今後も引き続き、人材の安定的な確保、それから教員の働き方改革、これを両輪で進めることで好循環を生み出して、年度当初の未充足の解消に向けた取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**【落合教育長】**

よろしいですか。

質問はよろしいでしょうか。

では、この請願第1号に関する取扱いについて、何か御意見がございましたらお願いいたします。

坂口委員。

**【坂口委員】**

ありがとうございます。

請願者の方は、昨年度もこの未充足問題を取り上げていただき、今年度また、さらに新しい数字で請願いただいているという状況だと思います。

ただ、昨年度と大きな違いは3月に策定した「第3次かわさき教育プラン」ですね、こちらが策定したこの中に、再三繰り返されていますけど、令和12年度までに年度当初の教員未充足数をゼロにするという方針を私たちも審議しているため、ここに書かれて公表されています。市としても年度当初の教員未充足の解消を着実に進めるという方針をこれまでどおり進めていくということを、ぜひここで改めて確認したいなというふうに思います。

あわせて、働き方改革についても、こちらも2年、3年ずっと審議してきた話題です。そして「未来を育む学校サポートプログラム」ですね、こちらに基づいて進めるということも明らかにしました。なので、この点を改めて今日、確認できればなと思って発言いたしました。

以上です。

**【落合教育長】**

ありがとうございます。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

森川委員。

**【森川委員】**

ありがとうございました。

子どもたちの学びのために、学校現場の皆様方が走り回って疲れ切っているという現状があるかもしれません。これがいいとは決して思っておりません。それが大前提の上で、教育委員会のほうも、第3次かわさき教育プランで令和12年度までの未充足数をゼロにするという目標のために、様々な手段を講じているのも確かです。願わくば、もう令和12年度にいかないまでも早く未充足がゼロになって、現場の負担感が軽くなって、それと同時に働き方改革、そし

て教員を目指す方がどんどん増えていくというのを心から願っております。

請願の文書のほうになりますが、趣旨にある子どもたちの学ぶ権利が保障されていない深刻な事態が起こっている点につきましては、先ほども確認させていただきましたが、私は、皆様方の努力によって、そのような事態は認められていないということを伺って、大変安心しました。なので、この深刻な事態という請願自体は、私は不採択にせざるを得ないかと思います。

【落合教育長】

ありがとうございます。

今、森川委員から本請願の取扱いについては、不採択とせざるを得ないという御意見をいただきましたが、ほかの委員は、いかがでしょうか。

西井委員。

【西井委員】

請願を受けて当教育委員会で二択で結論を出す、採択か不採択しかないという、そういう前提だということで、そういうことの中でいうと、請願者の方の趣旨ですね、それと我々が作って今、実行している第3次教育プランと非常に整合しているというように思っております、そういう意味では、既に我々が時間をかけて、それから請願者の方からの御指摘、それから御要望、こういったことを踏まえてこの委員会で取り組んできた、あるいは学校現場で取り組んでいる内容が実行に移されている段階ということだと思うんですね。

したがって、我々としてはこの請願の中身の趣旨についてはしっかり教育プランの中での取組というのは実行を重ねていっている段階ということの中で、この令和8年度4月時点での欠員、未充足というのは、様々な説明があったとおりに実現していない。しかしながら、これについては非常に重要なテーマなので継続して取り組んでいって、何とか令和12年度には解消したいと、こういう状況にあるということで、我々としてはずっと言っているということを申し上げたいなと思います。

その上で、採択か不採択というところの選択肢についてはちょっとどうするのかというのは教育長にお任せします。

【落合教育長】

ありがとうございます。

【森川委員】

西井委員のおっしゃるとおりで、気持ちはもう私たちは一緒だなと、私たちの思いと、請願した方たちの思いはまさに一致はもちろんしていると思います。

ただ、この文章を認めてしまうと、子どもたちの学びのために日々、このつらい、この時期を乗り越えようと努力してくださっている現場の方たちの努力も足りていないと言ってしまうのかのように私は捉えてしまうんですね。なので、そういう意味で認められないかなと思います。

【落合教育長】

ありがとうございます。

活発な御討議、ありがとうございました。

たくさんの質疑、それから説明と御意見をいただきましたので、これまでの議論をまとめていきたいと思います。

学校で学んでいる子どもたち、それから子どもを指導している教職員のことを考えると、年度当初の教員の未充足というのは解消に向けてしっかりと人材確保に努めなくてはならないという辺りと、併せて教員の働き方改革にはしっかりと取り組んでいくという、そこはもう我々と同じような共通認識かと思います。その中で、教職員企画課の説明のように、様々な取組をしてきて急な学級増に備えて担任がいないということがないように定数を増やして、前もって教員を充てているというようなことをしてきている中で、また、今年度当初においては未充足は昨年度よりはよくなっているけれど解消はちょっとし切れていなかった、そんな中ではあるんですけども、代替非常勤講師の配置とか兼務で複数校指導するとか、教員不足の影響が最小限にとどまるように、子どもたちの学びに影響が出ないようにという取組をされてきていることと、これまで定数の一部を臨任によって充足すると言ってきた市の方針は、令和7年度の採用試験からは欠員数ゼロを目指して必要な新規採用者数を募集するという、そういうふうの方針転換をしてきているといった状況でございます。教員の働き方改革という視点からいうと、「未来を育む学校サポートプログラム」を作って令和11年度までには1年当たりの時間外在校等時間、360時間を超える教職員の割合をゼロにするという目標を掲げていたり、さらに、今、委員からもありましたように、「第3次かわさき教育プラン」の中で本当に年度当初の教員未充足の解消、これが我々の重要な課題になって、解消していきたいという気持ちを込めて教育プランの中に、令和12年度までに年度当初の教員未充足はゼロにすると、しっかりと目標をプランに掲げているという状況からいたしますと、今回の請願に関することについては採択とすることはできないというふうに考えますが、皆さんはいかがでしょう。その考えでよければ賛成の委員の挙手をお願いしたいんですが。

#### 【各委員】

<全員挙手>

#### 【落合教育長】

ありがとうございます。

全員挙手です。よって本請願は、教育プランにある令和12年度までにゼロを目指すという、とにかく学校現場に影響が出ないようにしっかりと取り組んでいくという、そういう認識でいるということで不採択としたいと思いますので、それに決定いたします。

以上で請願第1号についての審議はこれで終了いたします。

## 8 報告事項Ⅰ

### 報告事項No. 1 包括報告事項

- (1) 叙位・叙勲について
- (2) 令和8年第1回市議会定例会について
- (3) 市議会に提出された請願・陳情の審査状況について

【落合教育長】

続いて、報告事項Ⅰに入ります。

報告事項№. 1「包括報告事項」の説明を、庶務課長からお願いします。

【田中庶務課長】

よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項№. 1について、御説明申し上げます。

ファイルナンバー02-1、報告事項№. 1のファイルをお開きください。

こちらは、叙位・叙勲について、令和8年第1回市議会定例会について及び市議会に提出された請願・陳情の審査状況について、包括して報告するものでございます。

内容につきましては、ファイルナンバー02-2から4までの資料を適宜御確認ください。

説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございます。

叙位・叙勲についてはファイルナンバー02-2、令和8年第1回市議会定例会の議決結果や代表質問の発言要旨等につきましては02-3、それから請願・陳情の審査状況については02-4のほうに資料が入っておりますが、何か御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、報告事項№. 1は終了といたします。

## 報告事項№. 2 「学校における不当要求行為等対応マニュアル」の策定等について

【落合教育長】

次に、報告事項№. 2「学校における不当要求行為等対応マニュアル」の策定等について」の説明を、学校教育部プロジェクト推進担当課長からお願いします。

【橋本学校教育部プロジェクト推進担当課長】

それでは、報告事項№. 2「学校における不当要求行為等対応マニュアル」の策定等について」御説明いたします。

ファイルナンバー03報告事項№. 2資料を御覧ください。

1ページ進んでいただきまして、2ページ目、不当要求行為等に関する社会的動向でございますが、上から四つ目のとおり、令和7年4月に東京都において「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」が施行されたほか、国においても令和7年6月、労働施策総合推進法が改正され、いわゆるカスハラ対策について、事業者が体制整備すること等の規定が設けられ、さらに同年9月、文部科学省が教員の働き方改革、負担軽減のための指針を改正。正式に「学校と教師の業務3分類」を改正し、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応を学校以外の業務と指定

したところでございます。

1 ページ進んでいただきまして3 ページ目に、その3 分類を掲載しております。

なお、不当要求行為等については、左下の赤囲みの部分で言及されております。

1 ページ進んでいただきまして4 ページ目を御覧ください。

これらを踏まえた本市の考え方でございます。本市といたしましては、これまでも家庭や地域と学校が相互に尊重し合い、児童生徒の利益を最優先にしながら、教職員の負担を減らし、より充実した教育活動ができるよう学校を支援しており、特に、教職員の働き方改革と人材確保を同時に進めることで、教職員が子どもたちと向き合う時間や専門性を高める時間を確保し、児童生徒の資質・能力の育成につながる好循環を生み出すことを目指しております。

こうした中、学校に寄せられる御意見等については、多くの場合、保護者等と学校との協力の下で解決を図りながら教育活動を行っているものの、一方、意見や要望の一部では、不当要求行為等と思われる事案も生じており、教職員の長時間勤務が助長されたり、暴言等を受け精神的ストレスを抱えたりする場合があるなど教職員の就業環境を害する事例も見られます。

また、こうした不当な要求や過剰な苦情は教職員の就業環境を悪化させ、好循環を阻害することとなります。

これらを踏まえ、不当要求行為等が生じた場合でも、当該保護者等や児童生徒との関係性は一定期間継続することや、保護者等が学校へ行う相談等の過度な抑制につながらないようにすることなどに留意しつつ、不当要求行為等から教職員の安全を守る取組が必要であると考えられます。

5 ページ目を御覧ください。

この考え方に基づき、本市の取組の全体像をお示したものでございまして、このたび、学校における対応マニュアルを作成し学校に周知するほか、保護者・地域宛てメッセージを作成・公表していくものでございます。

また、3 点目、不当要求行為等対策のみを目的としたものではございませんが、スクールロイヤーの増員、4 点目として年度内を予定しておりますが、通話録音装置の導入、5 点目として、専門弁護士相談等の導入を予定しております。

6 ページにお進みください。

マニュアルのポイントでございます。

①として、不当要求行為等への対応について、教育委員会としての基本方針を明示すること、②として、不当要求行為等の定義を明示すること、次のページに進んでいただきまして、③として、不当要求行為等に該当するかの基準を明示すること、④として、対応の原則を明示するとともに、類型別対応例を掲載すること、⑤として、初動を誤らないよう、初期対応の留意点を掲載すること、⑥として、スクールロイヤーをはじめとする学校支援体制を掲載することでございます。

8 ページにお進みください。

保護者、地域宛てメッセージの概要でございます。

一つ目として、家庭や地域と学校が相互に尊重しあい、児童生徒の利益を最優先にしながらよりよい教育活動につなげ、教育の質の向上につなげたいこと、二つ目として、家庭や地域と学校は、子どもたちの成長を共に支えるパートナーであるとの認識のもと、学校に寄せられる意見や要望等について真摯に対応すること、三つ目として、一方で発生する不当要求行為等は教職員の就業環境を悪化させ、教育の質の向上につながらなくなるため、面談・電話等のルールを定めた

こと。

具体的には、面談・電話等は教職員の勤務時間の範囲内かつ平日30分とすることや、通話の全部録音、学校管理外の事案では対応ができない場合があること、事案によっては教育委員会事務局職員や弁護士が同席し、対応代理することがあること、不当要求行為等が認められる場合の面談等の打ち切りを明示しております。

最後に四つ目として、教育相談室のほか、区・教育担当をはじめ、各種相談窓口を周知することでございます。

なお、参考資料1としてマニュアルの全文を、参考資料2に保護者・地域宛てメッセージの全文をお示ししておりますので詳細はそちらを御確認ください。

説明は以上でございます。

#### 【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

不当要求行為等に対する本市の考え方、それに基づいた本市の取組の全体像、それからマニュアルのポイント、あるいは保護者・地域へのメッセージの対応等についての御説明がありましたが、何か御意見、御質問がございましたらお願いします。

西井委員お願いします。

#### 【西井委員】

今、学校の校長先生との意見交換を踏まえて、もうすぐ公表されるというところかと思います。

その上で質問なんですけれども、やはりこのマニュアルができて、ここの要求等について、それから対処の考え方マニュアルができたわけなんですけれども、今、大事なのはこれをどう普及浸透するかということ。それから、そういったコミュニケーションをどういうふうにしていくかということ、そしてまた、保護者に対するメッセージカードにもありましたように、そういった地域全体で重点化して取り組んでいくんだというようなことについての発信。そういったことについて、どのような状態、シンプルに進捗しているのかというものについて教えていただきたいと思います。

#### 【落合教育長】

プロジェクト推進担当課長。

#### 【橋本学校教育部プロジェクト推進担当課長】

お答えいたします。

まず、この取組の学校への浸透という部分については、これまで校長会等とコミュニケーションを取ってきておりましたが、全ての校長先生にまずは理解いただくために、説明会を開催してきております。全ての校長先生にコミュニケーションを取る機会としては、ウェブで説明会を開催しておりまして、その場で御意見をいただいたりしているところです。

また、より実効性を高めるためにというところでありましたが、また地域にどうやって広めていくかというところでは、この間の校長先生方からのアイデアの一つとしても、例えば地域教育会議のテーマとしてこういったものを取り上げて、学校と地域とで共通理解を図っていくという

ようなテーマとしても選べないかと、それをやっても構わないかというような御質問いただきまして、それはもうぜひやっていただきたいというような話をさせていただいておりまして、そういった学校独自の、また地域の関わりの中で題材としていただくというようなことが事例として広まっていけば、さらに地域の理解が深まるのではないかというふうに考えているところです。

【西井委員】

ありがとうございます。

非常に大事なスタートとなる取組ですね。

やはり、もともとこの話を動き出されるとき、実際に学校の現場でどのぐらい、この不当要求行為に対して労力と時間を割いているかということについて、アンケートされたと思うんですね。今のマニュアル、それからそれを普及していく、それから地域教育会議のコミュニケーションというふうな作りであり、これは繰り返して、やっぱりこの不当要求行為を許さない文化ですよ。このレベルまで浸透していくように、やり続けるということがとても大事なかなと思いますので、ぜひお考えいただきたいところは、この結果として、このマニュアルを整理した結果として、これを超えて出てくる不当要求行為というものの実態がどうなのかということについては、ぜひ不当要求行為についてもまた1年に1回くらいはレビューをいただいて、それをどう是正していくかということについて発信をし、現場の先生方を鼓舞し、それから地域教育会議のメンバーの皆さんにも応援をいただくという、そういう関係でPDCAを回していきたいなと思いますので、ぜひそのイニシアチブを取っていただけたらなと思います。よろしくお願いします。

【落合教育長】

ありがとうございます。

坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございました。

この保護者、地域の皆様へのこちらのパンフレットは、これまでの川崎市教育委員会が出している資料の中でも短くて、分かりやすく役に立ちそうな資料にまとめてくださっていて、とてもいいなと思って見えています。

つまり、今回はこのような不当要求を保護者の方々にどう伝えるのかということが趣旨ではあったんですけども、結果としてお困りごとの相談先というのを、電話番号付きで示して下さって、さらにQRコードも付けていただけるような、これを何とかして何回でも保護者の方々に渡るように活用していただきたいなというふうに思います。

以上です。

【落合教育長】

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

これが学校現場に出回るのを、本当に待っていました。川崎市教育委員会はこのように不当要求などから教員を守ることが、ぜひこれは大きなアピールになると思うんですね。なので、先ほどから話をしていた教員の人材不足の課題の新規採用に向けての資料となるのに、こういうふうに取り組んでいる、川崎市はこういうふうに教育委員会と一緒にやっていきますというふうなことを言えるかなとちょっと思っております。御検討ください。

【落合教育長】

課長、どうぞ。

【橋本学校教育部プロジェクト推進担当課長】

採用に向けたアピールをする材料の一つとして、職員部と連携してこういう取組を進めていますよという情報を提供しておりますので、こういったことがこれから教員を目指すという方々にとっても川崎市は先生たちを守る取組をしているんだということが伝われば良いかなと思いますので、御指摘のような部分については、アピール材料として考えたいと思います。

【落合教育長】

すみません、芳川委員。

【芳川教育長職務代理者】

すみません。

本当に御苦勞をかけて完成したマニュアルだなというふうに思っているのも、本当にお疲れ様でした。

感想なんですけれども、一つ、マニュアルはマニュアルというふうに思っていますので、実際に運用してみてどんな感じなのか、その運用をしながらのいわゆる見直しということが、できるだけ具体的に段取りを取ってやっていただけたらなというふうに思うのと、あと、もう一つ、ちょっと今回の議題と違うかもしれないんですが、業務の3分類という参考資料を挙げていると思うんですけれども、でも、私たちはみんな分かるようにきちっと3分類してしまうと隙間がいっぱいできてしまうんじゃないかなと思いますので、この分類を埋める隙間の作業が実は学校においてもいろんなところに出てくるんじゃないかなという気がしますので、単なる分ける、縦割りみたいな感じにならないような形で、それも多分運用していくと出てくるものがあるんじゃないかなと思いましたので、ぜひ、そこをよろしく願いしたいと思います。

以上です。

【落合教育長】

ありがとうございました。

これから取組をしながら実際、使う場面があればですけども、見直さなきゃいけない課題が出てくるとか、それとしてもまた、ここで報告という形ですかね。

【橋本学校教育部プロジェクト推進担当課長】

いずれにしても、今回初めてこういったものを作成しますので、西井委員からも御指摘があったとおり、取りあえずこのマニュアルを使ってみてどうだったかというところから、やっぱりこういう書き方、あるいはこういう表現、ないしはこの章立てではよくないんじゃないかというようなところは出てくるんじゃないかと思うんですね。そういった不具合が見つかったらその都度修正をしていかなければならないと考えていますので、これは初版として、次々というふうにながっていけばいいかと考えておりますので、また、状況の把握のアップデートがありましたら、別途報告はさせていただきたいと思っています。

【落合教育長】

よろしくお願いします。

これに関してはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、報告事項No. 2は終了といたします。

**報告事項No. 3 令和6・7年度川崎市社会教育委員会議の活動について**

【落合教育長】

次に、報告事項No. 3「令和6・7年度川崎市社会教育委員会議の活動について」の説明を、生涯学習推進課長、社会教育委員会議議長、副議長からお願いいたします。

【大島生涯学習推進課長】

それでは、報告事項No. 3「令和6・7年度川崎市社会教育委員会議の活動について」御説明いたします。

ファイルナンバー04、報告事項No. 3を御覧ください。

社会教育委員は、社会教育法に規定され、社会教育に関して教育委員会に助言をする役割を果たしていただいています。

それでは、川崎市社会教育委員会議の令和6・7年度の活動につきまして、議長をお務めいただきました、笹井宏益委員から、御報告をさせていただきます。

笹井委員、よろしくお願いいたします。

【笹井社会教育委員会議議長】

笹井でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日は、貴重なお時間をいただきまして、どうもありがとうございます。

これから、令和6年度・7年度の社会教育委員の活動につきまして、御報告させていただきたいと思います。

なお、資料の枚数が多いため、内容につきましてポイントを絞って、御報告させていただきますので、報告事項No. 3、参考資料の1ページ目を御覧ください。

これは社会教育委員の職務についてということで基本的な根拠が書いてあります。ここでは、17条に規定されて書いてあるんですけれども、その第1項第2号において、「教育委員会の諮問

に応じ、これに対して、意見を述べる」とされています。

続きまして、第2項「社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる」というような、こういう規定も踏まえて今回社会教育委員の活動について報告したいというふうに考えております。

こういった規定を受けまして、川崎市社会教育委員会では、変化の激しい時代の中で、教育委員会の主要課題も時々刻々と変化しておりますので、市政や教育行政の動向を捉え、実効性・適時性のある議論を進めることを課題とし、活動を行っております。

具体的には項目2番目、令和6年度、7年度の開催状況ですけれども、これは報告事項の3とありますけれども、社会教育委員会会議の活動となっている冊子の4ページ目の上のほうに「主な協議テーマ」のところです、これは6年度ですけれども、その1番目については、「次期「かわさき教育プラン」策定に向けて」ということを掲げておりまして、令和6年度には、第2回から第4回にかけてと、そして第6回の計4回の議論を行いました。令和7年度は、第1回、第3回、第5回の計3回の会議を通じて、議論を行いました。

詳細は、この中の冊子を見ていただければ分かりますが、会議の中では、会の説明に対する質疑応答というよりは、ワークショップ形式による委員の皆さんからの意見聴取やアンケートの結果等を踏まえて意見を述べるなど、策定に向けて、教育委員会事務局から概要説明や策定の進捗状況の報告を受けながらも主体的に活動について議論を行いました。

表中1の次期「かわさき教育プラン」策定に向けて、社会教育委員会会議として意見を教育委員会事務局に示すことで、その策定に寄与して、役割を果たすことができたのではないかというふうに考えておるところでございます。

また、令和6年度には、表中2、「家庭教育支援の取組について」ということをテーマとして、第5回、第6回と計2回の会議を通じて議論を行いました。

会議では、教育委員会事務局の具体的な取組の参考となるよう、事例なども挙げた意見交換が行われました。

このほかに、また重要な議題なんですけれども、市民館・図書館への指定管理者制度の導入につきまして、教育委員会事務局から適宜報告を受け、社会教育委員の立場に対する、これに対して質問や意見交換を行いました。

令和7年度には、高津市民館、橘分館、中原市民館に指定管理者制度が導入されたことから、指定管理者からも直接、事業方針や報告をいただきまして、我々がそれに対して意見を述べる、そういう機会を設けていただきました。

令和6年度、7年度も教育委員会との連携を推進して、適時性や実効性に留意した提言等を行うことができるよう努めてきました。

社会教育委員会会議におきましては、この2年間で協議してきた事柄につきまして引き続き注視をしていきたいというふうに考えておりまして、次期においても、必要な提言等を行い、生涯学習社会の充実発展に向けた、私たち社会教育委員の活動が、よりよい教育施策展開につながるよう努めていきたいと考えております。

参考資料の後段に、各年度の各会議内容を記載しております。後ほど、御覧いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

【落合教育長】

笹井さん、御説明ありがとうございました。

ただいまの令和6年度と7年度の会議の開催状況ということで、各年度8回、合計16回の会議が行われていたということですが、何か御質問、御意見はございますでしょうか。

坂口委員。

【坂口委員】

説明ありがとうございました。

こちらの報告書を拝見いたしました。大変丁寧に、この令和6年度、そして7年度中心的な社会教育委員がやらなければいけない部分の一つだった市民館、図書館の指定管理制度、その運営について議論されていた様子をこの報告書から理解いたしました。ありがとうございます。

1点、質問なんですけれども、社会教育委員会での意見が十分にこのような重要な議題に対して、意見がきちんと反映されているかどうか、そして社会教育事業自体に社会教育委員の意見が反映されているかどうかというのが、度々社会教育委員会で話題になっていたように拝読しました。この辺りはどんなふうに、令和6年度、7年度に関しては、そこの会議に対してというのがどんなふうに反映されてきたのでしょうか。もし分かれば教えてください。

【落合教育長】

お願いします。

【笹井社会教育委員会会議議長】

御質問ありがとうございます。

図書館や市民館とか、指定管理者制度の移行というのは、結構デリケートな問題が沢山あります。

同じような事柄であったり、こういうふうにやればうまくいく館もあるし、同じようにやってもこれはうまくいかない館もあるというところもあるので、かなり難しい問題があるのかなと思いますけど、そういう意味では社会教育委員の会議に関する意見というのは、ある程度ロングスパンと言いましょか、必要なことは具体的に申し上げていたんですけれども、それがすぐ変わるというのはないと思いますし、それは方向性を示していくような意見も多く言わせていただいたという形です。

ある程度時間を置いてそれを調整、利用していきたいというふうに考えております。

【落合教育長】

よろしいですか。

坂口委員どうぞ。

【坂口委員】

ありがとうございます。

もう一つ、川崎市教育プランの策定に向けて、こちらは何度も議題にさせていただいて、これもまた社会教育委員会で議論されたことが教育プランに反映されて非常に参考になる意見をという、

たくさん挙げてくださっていたと思うんですが、この辺りの社会教育委員会の議論ということがこのような大きな川崎市の教育プランにうまく反映できる仕組みになっているかどうかというのは、教育委員会の立場からも注意する必要があるかなというふうに思っているんです。この辺りについて、社会教育委員会の委員の皆さんから見たら、十分なのか不十分なのか、あるいはもっとこのような方法があるんじゃないかとか、そのような御助言があったら、ぜひこの場でお聞きしたいなと思って質問しました。

【笹井社会教育委員会議議長】

ありがとうございます。

正直なところ、やり取りの時間は短いなという感じはあります。こうした限られた時間の中で限られた議題について議論するのは時間がかかってしまって、だから、その点についても我々としては意見を申し上げて、何というのでしょうか、基本的には教育委員会の本体のほうにお任せするという形がいいんじゃないかと思います。こういった言い方は失礼なんですけど、切りがない部分があるんですね。

議長として意見を言おうと思えば幾らでも言えるというのがあるんです。ですからそれは本当に絞って言うようにして、そのあと教育委員会の中でどうするというスタンスで、少なくとも議長としてはそういうスタンスでいます。ですから、その意味でも実は全部ではやらないという、意見も多く反映されているのではないかというふうに考えております。

以上です。

【坂口委員】

ありがとうございます。

【落合教育長】

よろしいですか。ほかはいかがでしょうか。

芳川委員。

【芳川教育長職務代理者】

芳川です。

まず、報告書は本当に興味深く読ませていただきました。まとめるのは大変だったなと思いつつ、本当にありがたいと思っています。

私の質問なんですけれども、今回は家庭教育支援について三つ目の話題として書かれておりますけれども、とてもこの家庭支援については、私たち教育委員会にとっても共通した大事な話題だと思っていますので、それを話し合われた中で、私たちが把握していたほうがいいこととか、あるいはしていたほうがいいことはいっぱいあるかと思うんですが、もし、御記憶にありましたら一つでも二つでもヒントをいただければありがたいなと思います。

よろしくお願いします。

【落合教育長】

笹井委員、よろしくお願いします。

【笹井社会教育委員会議議長】

ありがとうございます。

かなり厳しい質問で、何とお答えしていいのかがよく分からないというのが正直なところなんですけれども、家庭教育支援というのは家庭教育を支援するという考え方は子育て支援も同じなんですけれども、2000年代の初めになって登場してきた概念なんですけれども、例えば子ども何とか支援員と言ったり2000年代の前から部局ができているという経緯があります。これはやはり、それまでは家庭教育というのは家庭自身の問題であって、社会の側や市民の側が口を出すべきじゃないという家庭が多くなってきたことがございます。ただ、その中で子どものほうに成長を育む、ちょっと不利益を起こすような事態とか、あるいは社会全体の子どもというのは基盤になる人たちですから、社会全体が脆弱になって、社会を支える子どもたちが十分に育成されないのではないかという問題意識を共有して、教育支援というのが、今はこども家庭庁にありますけれども、そういうところがあるということです。

その一方で、いわゆる困難を抱える子どもたちというのはやっぱり全国的に見ても多くなっている状態です。そういう子どもたちは、何というか家庭の経済的な問題とか、あるいは親の対応の問題であったり、そのなかで家庭教育をどう進めるかという点では、やっぱり、何というか児童福祉、子ども家庭福祉といいますか福祉の関係でやっぱり一緒にやっていかなければいけないのかなという、家庭教育独自で動くというのはなかなか難しい時代になっているのではないかなというふうに思いました。

【落合教育長】

大丈夫ですか。

【芳川教育長職務代理者】

ありがとうございました。

【落合教育長】

そのほかはよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、報告事項No. 3は終了といたします。

## 9 議事事項

議案第5号 令和9年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項について

【落合教育長】

では続いて、議事事項に入ります。

議案第5号「令和9年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項について」の説明を、指導課担当課長からお願いします。

【山本指導課担当課長】

それでは、議案第5号「令和9年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項について」説明いたしますので、ファイルナンバー05-2、議案第5号資料をお開きください。

初めに、1、募集定員でございますが、昨年度同様120名を募集します。

次に、2、志願資格でございますが、市内に住所を有し、入学後も引き続き市内から通学することが確実な者といたします。

次に、3、検査の方法でございますが、例年、作文を含む適性検査を行っており、今年度も同様に実施いたします。

次に、4、合格者の決定でございますが、作文を含む適性検査の結果及び志願者が提出した調査書による総合的な選考を行い、上位の者から120人を合格者として決定いたします。

次に、5、主な日程でございますが、志願手続期間等につきましては表に記載のとおりでございます。

なお、入学者に欠員が生じた場合、校長は、当初の合格者の次の順位の者から速やかに繰上げ合格者を決定し、当該者に入学の意思を確認した上で入学者に充てるものとします。

最後に、6、その他でございますが、海外からの移住者等を保護者とする受検者及び障害等のある受検者に対して、適性検査時の特別な配慮を実施いたします。

続いて、議案について説明いたします。

ファイルナンバー05-1、議案第5号を御覧ください。

ただいま概要を説明いたしました、令和9年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項でございます。

本要項に基づき、令和9年度入学者の募集及び決定を行ってまいります。教育委員会での議決後、速やかに公告し、市ウェブサイト等で周知してまいります。

説明につきましては以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定の概要と要項について御説明がありましたけれども、何か御質問、御意見はございますでしょうか。

坂口委員どうぞ。

【坂口委員】

ありがとうございました。

1点質問です。願書、そして調査書についてなんですけれども、入学願書のところでは性別を記入する欄というのが消されていて適切だと思いました。他方で、学校側の作成する調査書のほうは性別を、ここでは、わざと残していらっしゃるという理解であっていますでしょうか。性別欄が残っているのは为什么呢かという質問です。

【落合教育長】

課長どうぞ。

【山本指導課担当課長】

御答えします。

願書のほうには、よく最近は性別を書かないというか、それが主流になっているかなと思うのですが、学校側から送っていただく調査書に関しては、学校が受け入れた後の体制の準備等もありますので、今のところはさせてもらっているということになっております。

【坂口委員】

はい、分かりました。

【落合教育長】

そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

それでは、議案第5号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決されました。ありがとうございます。

傍聴の方もいらっしゃるので、では、これから報告事項Ⅱに入るんですけど、ちょっと時間がかかっていますので10分ほど休憩したいと思いますので、15時40分まで休憩といたしますので、再開は15時40分となります。

(15時30分 休憩)

(15時40分 再開)

<以下、非公開>

## 10 報告事項Ⅱ

### 報告事項No. 4 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

【落合教育長】

では、15時40分になりましたので再開をいたします。

それでは、報告事項Ⅱに入ります。

報告事項№. 4「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長からお願いします。

【小林教育環境整備推進室担当課長】

それでは、報告事項№. 4「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」御説明申し上げます。

ファイルナンバー06-1、報告事項№. 4のファイルをお開きください。

市長の専決事項の指定について第4項による専決処分についてでございますが、工事請負契約の変更について3件の報告がございます。

報告番号1、議決年月日は令和7年3月19日、工事名は中央支援学校高等部分教室校舎増築その他工事、契約の相手方は興建・若井共同企業体。

変更事項は、契約金額でございまして、変更前の契約金額は17億3,800万円、変更後の契約金額は17億5,750万5,200円でございます。

専決処分年月日は、令和8年2月20日でございます。

変更理由は、公共工事設計労務単価等の改定（令和7年3月）に伴う特例措置等により、契約金額の変更を行うものでございます。

報告番号2、議決年月日は令和7年10月10日、工事名は鷺沼小学校校舎増築工事、契約の相手方は沼田・大山共同企業体。

変更事項は、契約金額でございまして、変更前の契約金額は21億1,750万円、変更後の契約金額は21億3,857万6,000円でございます。

専決処分年月日は、令和8年2月24日でございます。

変更理由は、関連工事である昇降機設備工事の不調により、昇降機設備工事のうち小荷物専用昇降機設備工事の工事工程・品質確保等の管理、調整を本工事において行う必要があることから、小荷物専用昇降機設備工事等に係る費用の増額に伴い契約金額の変更を行うものでございます。

報告番号3、議決年月日は令和7年10月10日、工事名は登戸小学校校舎増築その他その1工事、契約の相手方は北島・小川共同企業体。

変更事項は、契約金額でございまして、変更前の契約金額は9億9,550万円、変更後の契約金額は10億3,091万6,700円でございます。

専決処分年月日は、令和8年3月16日でございます。

変更理由は、関連工事である昇降機設備工事の不調により、昇降機設備工事の工事工程・品質確保等の管理、調整を、本工事において行う必要があることから、昇降機設備工事に係る費用の増額に伴い契約金額の変更を行うものでございます。

なお、報告事項№. 4参考資料1、2、3として、令和7年1月と8月の教育委員会会議定例会の報告資料を添付しておりますので、後ほど御参照ください。

説明は以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

工事請負契約の変更の3件についての御説明でしたが、何か御質問等はございますでしょうか。

特によろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、報告事項N o. 4は終了といたします。

## 報告事項N o. 5 川崎市立学校体育館空調設備整備等事業実施方針について

### 【落合教育長】

次に、報告事項N o. 5「川崎市立学校体育館空調設備整備等事業実施方針について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長からお願いします。

### 【米岡教育環境整備推進室担当課長】

それでは、報告事項N o. 5「川崎市立学校体育館空調設備整備等事業実施方針について」御説明させていただきます。

ファイルナンバー07-1、報告事項N o. 5のファイルをお開きください。

1ページを御覧ください。1、経緯、(1)川崎市立学校体育館の整備状況でございますが、体育館178棟のうち令和6年度末までに空調整備済みの体育館は7棟、令和7年度に設計または施工に着手した体育館は16棟で、令和8年3月に、整備に着手できていない残りの155棟について、川崎市立学校体育館等空調設備整備方針を策定し、整備内容、事業手法等を整理したところでございます。

(2)は、その整備方針の概要になっておりまして、整備対象は、体育館155棟、武道場44室、空調能力等は、停電時にも稼働できる機器、整備スケジュールは、令和11年度までに整備することとしております。

事業手法についてですが、表の一番下、区分③として区分①②以外の体育館110棟について、PFI手法で実施することといたしました。

2ページを御覧ください。2、PFI手法110棟の整備に向けた令和8年度の実施方針でございますが、今年度は、1年かけて事業者を選定する手続を進める年でして、スケジュール表のとおり、5月28日に、実施方針と要求水準書(案)を公表し、8月上旬に入札公告を行います。11月下旬に入札があり、2月中旬、3月下旬にかけて落札者を決定の上、仮契約を締結し、正式な契約は令和9年6月の議会の議決により決定します。

3ページを御覧ください。3、実施方針(概要)でございますが、実施方針とは、特定事業の実施に関する方針をいい、事業者公募に向けて、事業概要や、募集及び選定に関する事項等を定め、公表するものです。

以下、実施方針に記載している内容となりますが、資料の下の方、(3)事業方式・期間、イ、期間、設計・施工期間は、契約締結日から令和12年3月まで、維持管理期間は、施工後から令和23年度までとしております。

4ページを御覧ください。(4)事業範囲は、設計、施工、工事監理、維持管理業務であり、(6)審査及び落札者決定に関する事項は、下の表にお示ししている選定部会において、落札者決定基準に従って審査を行うこととしております。

1ページ飛ばしまして、6ページを御覧ください。

4、要求水準書案でございますが、要求水準書とは、本事業の業務遂行について、事業者に対し要求する、達成すべき公共サービスの内容や水準を示すものです。(1)基本方針は、記載のとおり、この事業で実現したいサービスの方向性を示したものになります。

(2)空調設備等の機能・性能等に関する要求水準ですが、これは、機器自体に求める水準として、イ、室内機には、防球ガード等必要な安全対策を講じることとし、ウ、リモコンは、タイマーによる消し忘れ防止機能や、鍵付きカバーを設けるとともに、学校施設有効活用事業で利用できるよう、既存のキーボックスに収容できるものとします。エ、災害対応は、電源自立型GHPを設置することに加え、発電される電力について、新設する体育館内のコンセントに供給し、スマートフォンの充電に使えるようにします。

7ページを御覧ください。(3)設計業務の主な要求水準ですが、ウ、学校との調整関係、オ、別途工事の調整についての水準を定め、設計段階から、学校や別途工事関係者との調整を求め、円滑な工事につなげたいと考えております。

8ページを御覧ください。(4)施工業務の主な要求水準ですが、これも設計と同様に、ウ、別途工事との調整や、エ、安全性の確保により、別途工事関係者や学校との調整を密に行った上で、遂行することを水準として求めています。

9ページを御覧ください。(5)維持管理業務の主な要求水準ですが、ウ、一般要件の2点目にある、故障等の不具合の発生があった際には、速やかに内容を調査し、性能を維持するための適切な対応を行うことや、エ、保全にある、継続的に利用できる状態に保つために必要な定期点検、保守、清掃及び経常的修繕を行うこと等を水準としています。

また、オ、防災及び災害時の対応として、電源自立型GHPの停電時の使用方法を示したマニュアルを用意することとしています。

実施方針、要求水準書(案)の本文につきましては、ファイルナンバー07-2、報告事項No. 5資料①、ファイルナンバー07-3、報告事項No. 5資料②を添付しておりますので、後ほど、御覧ください。

説明は、以上でございます。

#### 【落合教育長】

御説明ありがとうございます。

川崎市立学校体育館空調設備整備等事業実施方針についての御説明でしたが、何か御質問等がございますでしょうか。

川邊委員どうぞ。

#### 【川邊委員】

ちょっと質問になっているかどうか分からないのですが、この事業の、設置するまでの間、現にここ周辺で夏の体育の授業とかも決まっているところもあると思うのですが、それまでは、あるものを使う、できない場合は体育館となるという認識であっていますか。

#### 【落合教育長】

はい、教育環境整備推進室担当課長。

【米岡教育環境整備推進室担当課長】

そうですね、現時点では大型の冷風扇を入れているところで、こちらでちょっと暑さの対策をしていただくというのと、それをもってしても、ちょっと実際に体育をするのは危険だといったようなところは、学校に基準はありますので、そこは危険なときにはやらないという形で対処しているところでございます。

【川邊委員】

ありがとうございます。

では、今ある大型の冷風扇以外は、もう対応はないという認識でよろしいですか。ありがとうございます。

【落合教育長】

そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

それでは、報告事項No. 5は終了といたします。

報告事項No. 6 いじめ防止対策推進法に基づく川崎市いじめ問題専門・調査委員会への調査審議について

古野指導課担当課長が説明した。

報告事項No. 6は終了した。

報告事項No. 7 市立高校改革等に関する検討状況について

【落合教育長】

次に、報告事項No. 7「市立高校改革等に関する検討状況について」の説明を、学校教育部プロジェクト推進担当課長からお願いします。

【橋本学校教育部プロジェクト推進担当課長】

それでは、「市立高校改革等に関する検討状況について」御説明いたしますので、ファイルナンバー09のファイルをお開きいただき、3ページ目を御覧ください。

市立高等学校改革に関する計画につきましては、令和6年度に「市立高等学校改革推進計画第2次計画」の検証を行い、魅力化・特色化に取り組み、生徒から選ばれる学校づくり等について検討を進めることとしたところでございます。

資料2ポツ目ですが、今回の検討に当たり、現在川崎市は市立高等学校を5校設置していますが、授業料無償化をはじめ、市立高等学校を取り巻く環境は大きく変化していること、また、学校教育法では高等学校の設置義務者に関する規定はないということなども踏まえまして、3ポツ

目でございますが、先ほどの検証における課題についても、川崎市が市立高等学校を設置する意義を改めて問い直し、既存5校の延長線上ではなく、今後のあるべき姿から検討を行うこととしております。

5ページ目を御覧ください。

検討ステップとしては、まず、STEP-0として市立高等学校の現状及び取り巻く環境変化を整理した上で、STEP-1で企業ヒアリング等から今後の社会で求められる人材像や高校生年代で与えるべき経験を設定し、STEP-2で今後果たすべきスクール・ミッションを設定するもので、本日はここまでの内容について御報告させていただきます。

その後、STEP-3では、スクール・ミッションを具現化する将来的な学校像、STEP-4で、将来的な学校像の具体化に向けた取組方針を整理した上で、「(仮称) 新たな市立高等学校等改革基本計画」として、取りまとめたいと考えております。

次に、基本計画をまとめるに当たっての基礎情報としての、市立高等学校の現状について、ポイントを絞って御説明いたしますので、10ページ目を御覧ください。

文部科学省では、高等学校の役割や理念を分かりやすく中学生や地域、産業界等に提示するため、高等学校の設置者、つまり教育委員会が、各高等学校の存在意義等を社会的役割・スクール・ミッションとして、再定義することとしていることを踏まえ、11ページから12ページのとおり、既存5校のスクール・ミッションを再定義する案を掲載しています。

次に13ページを御覧ください。

入学者選抜等の状況ですが、全日制専門学科及び定時制課程では定員割れが頻発しており、市立中学生の市外流出も増加しております。

なお、14ページから17ページには、その他の基礎情報のほか、昨年度実施した、市立高等学校に通う全生徒を対象にした匿名方式によるアンケート結果、各校の特色等を掲載しております。

次に、市立高等学校を取り巻く環境変化について、こちらもポイントを絞って御説明いたしますので、28ページ目を御覧ください。

県内の中学校卒業生数は2040年までに約3割減少することが神奈川県により推計されておりますが、今般の川崎市総合計画改定の際に用いられた、将来人口推計を基に市内在住の中学校卒業生を推計したところ、2040年には約2割減少しますが、その後2050年までは増加すると想定されておまして、これらも踏まえて、規模の最適化を検討する必要があると考えております。

30ページ目を御覧ください。

高等学校の授業料無償化については、令和8年度より、国の支援制度において、所得制限の撤廃及び私立学校等への支給額引上げが実施されました。

次のページを御覧ください。

神奈川県では、授業料等に係る国及び神奈川県の補助拡充により、公立志願者割合は減少を続けており、国での所得制限の撤廃及び支給額引上げが公表されていた令和8年度入試において、その傾向は一層強まっております。

次に、ステップ1に当たる、企業からのヒアリング結果について、御説明いたしますので、34ページ目を御覧ください。

事業領域・規模・本市との親和性等を考慮し、製造や情報通信、医療・福祉といった分野にお

ける大企業を中心に、スタートアップも含めて10社を選定し、人材採用部門または経営者層に対し、今後、各社または産業界において求められる能力や必要となる人材、さらに、学校教育に対して期待することについて、ヒアリングを実施いたしました。

39ページ目を御覧ください。

今後求められる能力についてのまとめでございますが、社会が変化する中であっては変化を好意的に捉え柔軟に対応できる素養や曖昧な状況下でもリーダーシップを発揮して決断できる人材が求められるといった意見。他者との連携によりアイデアを具現化できる人材がより求められるといった意見などが、各社から挙げられました。

43ページ目を御覧ください。

学校教育への期待についてのまとめでございますが、高校段階では素養を身に付けることが重要で、総合的な探究の学習にメンターとして人材を派遣することは可能であり、自ら興味を持ったことに自ら問いを書いて答えを導き出し他人に示す経験を積ませるべきといった意見。一定の学力層以上を中心に失敗したり否定される経験がもっとあるべきといった意見などが、各社から挙げられました。

次に、今後果たすべきスクール・ミッションについて、御説明いたしますので、45ページ目を御覧ください。

国が公表した2040年の就業構造推計では、右下のオレンジ色の囲みにございますとおり、専門的技術的職業などが不足すると見込まれております。

次のページを御覧ください。

人材不足が見込まれる職種において、大きな構成を占めている分野として、製造、情報通信など赤い線で示した6分野がございます。

次のページを御覧ください。

その6分野のうち、川崎市と親和性の高い分野について、整理したものでございます。

一つ目は製造であり、我が国を代表する企業の工場・研究所が集積しております。

二つ目が情報通信であり、世界的なIT・IoT企業が多数立地し、新川崎にはアジア初のゲート型量子コンピューターが設置されております。

三つ目が、医療・福祉であり、ライフサイエンス分野の研究開発機関が集積するキングスカイフロントがございます。

次のページを御覧ください。

これらの本市の産業特性と親和性が高く、特に育成に力を入れるべき人材への、一般的なキャリアパスを整理したものでございます。

職種を大きく二つに分けておりますが、水色の製造オペレーターについては、専門知識や技術を身に付けていれば、比較的学歴を問われない一方で、濃い青色の研究開発職や高度エンジニアといった職種については、大学もしくは大学院で専門的に学んでいることが求められるといった特徴がございます。

次のページを御覧ください。

市立高等学校の役割として、進路という出口だけではなく、多様な生徒が進学するという入り口の面からも考える必要がございます。

不登校経験者や外国人の方、支援を要する児童が増加している中では、多様なニーズに対応した学びの提供により学習の機会を保障し、社会の一員となるための基本的能力・素養を身に付け

られる学校が必要であると考えております。

次のページを御覧ください。

これらも踏まえ、本市が育成すべき人材像を二つに分けて設定しております。

これらの人材の育成に当たり、右側の高校生年代で与えるべき経験として、濃い緑色の人材については、産業界と密接に接続した高度な専門教育などがあり、両方の人材に共通する経験としては、地元企業等との連携やA I等の活用を通じて自ら必要な情報を収集・分析し、他者へ分かりやすく伝える能力を育成するS T E A M教育などがあると考えております。

また、薄い緑色の人材については、個性に応じた最適な学びなどの経験を与えるべきであると考えております。

次の次のページ、5 2 ページを御覧ください。

これらの経験の組合せにより、今後果たすべきスクール・ミッションを、四つに分類して案としてまとめております。

それぞれの特徴として、赤色は高度産業人材を育成するもの、緑色はグローバル人材を育成するもの、青色は文理の枠を超えた学際的・複合的な学びを行うもの、オレンジ色は多様な学びのニーズに対応しながら学習機会を提供するものでございまして、このスクール・ミッションを基に、将来的な学校像について検討を進めてまいりたいと考えております。

5 6 ページを御覧ください。

最後に、計画策定に向けた今後の取組については、本日御説明した資料を基本に、8月に教育委員会及び市議会へ検討状況を改めて御報告させていただいた後、11月末に計画素案を公表したいと考えております。

なお、次のページには、探究的な学びの更なる充実に向け、今年度から、市内企業等と通年で連携し、探究の過程から外部視点を入れた探究的な学びを、川崎高等学校・附属中学校において、試行実施しておりますので、その内容について掲載しております。

説明は以上でございます。

#### 【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

市立高校改革ということで、今後、あるべき姿から御検討を行っているということで、今日はステップ2のところまでの説明だったかと思われます。市立高校の現状と取り巻く環境の変化も推移し、それから企業ヒアリング、業界社会に求められる人材像や高校時代に与えるべき経験、そして今後果たしていくスクール・ミッション等についての御説明でしたが、御質問、御意見はいかがでしょうか。

坂口委員どうぞ。

#### 【坂口委員】

ありがとうございました。

この資料自体、読むのが大変興味深く、企業からの要望などにも触れていただいて、大学に勤める者にも大変役立つ内容でした。ありがとうございます。

1点質問なんですが、市立高校5校のスクール・ミッションというのはそれぞれが構想すべきものなのか、それとも全体として取り組むべきなのか、その場合誰が主体としてこのスクール・

ミッションというのを考えることになるのかというのを教えていただけますか。

【落合教育長】

担当課長。

【橋本学校教育部プロジェクト推進担当課長】

スクール・ミッションについては、学校設置者が定めるものというふうになっておりますので、市立高校の場合には川崎市教育委員会でミッションを定めるという形になります。

各学校はそれに基づいて、例えば学校教育目標ですとかそういったものに反映させていくような、そういうような立て付けになっています。

【坂口委員】

私たちも一緒に考えることになっているということですね。

【橋本学校教育部プロジェクト推進担当課長】

そのようになるというふうになりますので、現在資料のほうで掲載させていただいている11枚目ですとか12枚目にあるのが、まずは、今ある5校及び定時制課程について、改革後の姿になるのは少し先になりますので、まず現状を整理したというようなものでございます。文科省でも高校改革等々を行うに当たって、再定義というような言い方をしておりますので、一旦、現状を再定義するというステップを踏まえたのが11枚目、12枚目。

今後の形に向けてどういったミッションを川崎市として与えていくか、そういう観点から今回の4色に塗り分けるような形で再整理させていただいたような格好になっています。

今回4色に塗ったので、4校になるとかそういうことではなく、例えば現状の普通科ではいろんな学校に普通科があるわけですので、特徴的な、あるいは重点として取り組むべき部分というのを抜き出して塗り分けると、おおむねこういった形になろうかというふうに考えているということで、今回掲載させていただいております。

【落合教育長】

続けて、坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございます。

今、高等教育の統廃合が視野に入ってきてかなり議論が、国のほうで進ませようとしているわけで、その場合に、立地がほとんど全てになっていて、どれぐらい存続すべき理由になるかというのは、そこに学区となる対象者が住んでいて、かつ通いやすいかということになるんですが、神奈川県全体で見るとということでよいのかどうかというのをちょっと分からないで見っていました。というのは川崎すぐ東京に行けるので、私立学校のことも、何ていうのでしょうか、視野に入れて見ると、どういう通学圏で見ていくのかということについて少し教えていただけますでしょうか。

【落合教育長】

担当課長。

【橋本学校教育プロジェクト推進担当課長】

公立の学校というふうに限って言うと、神奈川県役割というのは県内の公立高校の配置の適正化というのが神奈川県の役割としてあります。なので、全体のバランスを見ながらどういった立地、ある場所に高等学校があるのかというのを総合的に調整するのが神奈川県の役割というのがあるかと思います。これが法的な立て付けになります。

その上で、川崎市としての基本的な考え方、これまでは、普通科については川崎市民を中心に募集しているというところになりますので、これは92%が川崎市民がというところで、少なくともこれまでは市立高校の主戦場は川崎市であると。その上で、専門学科については、全体の中で調整を図っていくという観点から、専門学科は神奈川県全域を通学圏というか受験対象といいますか、というふうに整理をしてくれているところです。

授業料の無償化等々を踏まえて、恐らく今でもそうですけれども、東京都の私学で流出するというのは当然考えられるところではありますが、少なくとも川崎市立の高等学校について東京都から流入してくるということは仕組み上はないということになります。

今後は、普通科でも92%を維持するのかどうかというところは別途議論は必要などころかとは思いますが、基本的には川崎市及び広げても神奈川県内という辺りが主なターゲットになるというふうにお考えいただいて構わないかと思います。

【坂口委員】

ありがとうございます。

【落合教育長】

西井委員。

【西井委員】

これまでの川崎市立の高等学校の歴史をひもといていただいて、すごく分かりやすいなと思ったんですけど、特徴的なのはこの専門科というか実業科というか、ここのところが時代の少し先、10年ぐらいそういう先を読んで、まさに教育委員会で議論して、そういう様々な専科を作ってきたと思うんですね。そこが定員割れになってきているというところが非常に大きいということと、それから老朽化の問題、この問題があるということで、片一方で川崎市という地の利を生かした、川崎の特性を生かして、そういう社会とのつながりの中で子どもたちの育成の教育の場をつくれないう、こういう発想でまとめていただいているということがあると思うんですね。具体的にはここでは大きな問題としては定時制をどう扱うという問題は別途あるかと思うんですけど、あえて専科というんですけど、お考えについてお聞きしたいのですけれども。先日、国立高等専門学校機構の前の理事長さんの谷口さんの話を聞く機会があつて、非常に面白いなと思ったのは、高専の卒業生というのは、今、4割ぐらいは就職するけれど6割ぐらいは上の学校に、大学に転入されたりとか専科のほうに入りたいとかという、それぐらいで、とにかくキャリアに困らないというのが特徴で、全国に52箇所国立の機構があつて、公立はまだ3つぐらいし

かない。だけど今、福岡市とそれから神戸市が公立の高専があるんだけど、公立として高校の見直しの中で高専をこうしようと動いているということと、それから私立の学閥がやっているんですね、いわゆる私立学校ですけども、何が言いたいかというと、公立の技術、エンジニアリングを身に付けられる、高専ですから、いわゆる技術職ですけど、こういうものを身に付けるウェイトが全体の4割入っているんですけど、6割の教育は高校生と同じなんです。4割のところは実習が入っているんです。しかもそれは中学校から卒業して、すぐだから5年間。工学部に進学した子と同じぐらいの能力を5年卒業したときに得られるという、非常に魅力になるんですね。実は企業とか、それから、更に上の大学のところでも非常にニーズが高いという、そういうところをとらまえて、ぜひ共有したいと思います。

川崎の特性は先ほど触れていただいたとおりで、まさに4基盤の企業研究機関の集積地になることは間違いないので、これはほかにない特徴なので、そこと結び付けて、そういう場を子どもたちに提案していくというのは、すばらしいコンセプトなんじゃないかなと私は思っております。以上です。

**【落合教育長】**

ありがとうございました。  
課長どうぞ。

**【橋本学校教育部プロジェクト推進担当課長】**

ありがとうございます。  
先ほども西井委員から御紹介いただいた、高専生の全体としてはおおむね6割は就職で、4割は進学というところがあり、この高専生の求人倍率は極めて高い、また一部ちょっと仄聞するところでは、社会的には高卒、高専卒、大卒というふうな学歴といいますか、それに応じた初任給設定のようなものが企業でもある中で、高専生のステータスが上がってきて、大卒並みにというような動きも出ているというようなことを仄聞しているところです。そういったところも踏まえた中で、今後、この資料にもありますけれども、専門的技術的人材が足りなくなってくるというようなところと、川崎市の親和性を踏まえたときに、今回設定したスクール・ミッションの一番ポイントのところで、また高度産業人材につながるようなミッションでつくっていくということが必要なのではないかというふうに考えているところですので、今、御紹介いただいた部分は、このミッションととても親和性があるのではないかと考えております。ありがとうございます。

**【落合教育長】**

ほかいかがでしょうか。  
芳川委員。

**【芳川教育長職務代理者】**

感想なんですけれども、読ませていただいて非常に面白い分け方で、そして整理の仕方をされたなというふうに思っています。

私個人の考えなんですけど、今まで日本の教育はどちらかというとジェネラリストを育てる。ずっと小学校からある意味では大学までというふうにはやってきているんですけど、そうすると、実は

ちょっと一種の慣れみたいなことが教育の中で発生するように思うんです。今のこの案をもっていきますと、高校生にとって目的を持った学びができるというふうになります。つまり、自分は何を学びたいのかということを考えつつ、自分の特性や、そして強みを考えながら学びに参加することができるので、だから、ただ単にジェネラリストではなくてスペシャリスト的な部分も、より早い時期にゆっくり時間をかけて育てていくことは可能というふうに思いますので、そういうふうに考えたときに、高等学校、そしてそのつなぎとして高専、大学院というふうにゆっくり育てることができるからとても川崎に合ったプランだというふうに思っています。

ぜひ頑張って詰めてまとめてください。

以上です。

#### 【落合教育長】

ありがとうございます。

森川委員。

#### 【森川委員】

ありがとうございます。

私は定時制のほうについてなんですけど、ここに載せていただいたこと、すごいよかったと思ってはっています。

でも定員とかを見ていくと、もっと不登校の子とかいっぱいいるのになど、届いているのかなと思ったり、途中で鬱などでやめてしまっている子がいるのにどこにいつちゃっているのかなと思う部分が非常にあります。

ただ、知られていないということもあり、小学校の教員の中にも定時制というと、この対応をしている教員の中にも、定時制という選択肢があるということを知らない教員もいるので、もっとここを宣伝というかももう少し広がっていただいて、やはり定時制というところを残すのであれば、もっと生徒数を増やして、また、定時制という名前だからいけないのかなという意見も聞いたことがありますけれども、そういうところも対応して、難関大へ行ったら、今の小学校、中学校の形態が合わなくて、でも学びが別に嫌いではない方もいるので、そういう子たちを抱えている保護者の皆様にも本当に希望になるかと、川崎市での学びを諦めないで済むというのも、非常に良いことだと思います。

48ページにあるような、この川崎市の特性の人材像ですか、この表の高卒を取れるか取れないかでこの表には載れないんですね、ですけど定時制という一面だけでは、4年かかっても高卒は取れるので、ここに載れることによって本当に希望が広がるので、ぜひそういう道は、別に不登校に定時制を勧めるのではなく、そういった道もあるよと保護者の皆様、小中の保護者の皆様にも、また本人にも教えていただきたいと思います。諦めなくて大丈夫だよ、川崎市はということをぜひ伝えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### 【落合教育長】

ありがとうございました。

ほか、よろしいでしょうか。

じゃあ着実に進めていく検討をしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。ありが

とうございました。

では、報告事項N o. 7は終了といたします。

**報告事項N o. 8 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決処分の報告について**

**報告事項N o. 9 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について**

佐久間教職員人事課担当課長が説明した。

報告事項N o. 8は終了した。

落合教育長が会議に諮った結果、報告事項N o. 9は承認された。

## **1 1 閉会宣言**

**【落合教育長】**

以上をもちまして、本日の定例会は終了といたします。ありがとうございました。

( 1 6 時 3 8 分 閉会 )